



# 埼玉県報

第66号  
令和元年(2019年)  
12月20日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 卸売市場法施行細則（農業ビジネス支援課）

### 告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 庄内領用悪水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 廃川敷地等の公示（水辺再生課）
- 設置型録音録画装置（2型）等3品目の購入に関する落札者等の公示（会計課）

令和元年(2019年)12月20日

- 災害突発情報管理業務システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道次木杉戸線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

## 規 則

卸売市場法施行細則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十五号

卸売市場法施行細則

(認定申請書の様式)

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第二項に規定する申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第二条 知事は、法第十三条第五項の規定により認定をしたときは、開設者に対し、様式第二号の地方卸売市場認定証を交付するものとする。

2 開設者は、認定証を著しく汚損し、若しくはき損し、又は紛失したときは、知事に対し、様式第三号の地方卸売市場認定証再交付申請書により認定書の再交付を申請することができる。

(事業報告書の様式)

第三条 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の事業報告書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(運営状況の報告)

第四条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、様式第五号の運営状況報告書により行わなければならない。

(書類の経由)

第五条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該卸売市場の所在地を所管する農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

地方卸売市場認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

法人名称

代表者の役職及び氏名

㊞

卸売市場法第13条第2項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

(記載上の注意)

- 1 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
- 2 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる（以下同じ。）。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(注意事項)

- 1 直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを添付すること。
- 2 地方公共団体が申請する場合には、1にかかわらず、次の表に記載すること。

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費（営業費用）		
使用料計			人件費（注4）		
売上高割使用料			事務費（注5）		
面積割使用料			建設改良費（総事業費）		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		

都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			元金償還金		
指導監督的経費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
建設改良費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
と畜事業費繰出金			と畜事業に係る償還金		
その他繰出金			企業債取扱諸費		
貸付金			繰上充用金		
貸付金利息			貸付金		
受取利息及び配当金			その他		
その他			うち〇〇〇〇（注3）		
うち受益者負担金分（注2）			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇（注3）			翌年度繰越金		
うち〇〇〇〇					

（記載上の注意）

- 1 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の金額を見込みで記載すること。
- 2 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
- 3 その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
- 4 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費及び厚生福利費を合算したものを記入すること。
- 5 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合 計			

（記載上の注意） 各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意) 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

備考 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

地方卸売市場認定証

卸売市場の名称

開設者名

上記の者は、卸売市場法第13条第5項の規定による開設の認定を受けた者であることを証する。

年 月 日

埼玉県知事





様式第3号（第2条関係）

地方卸売市場認定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住 所  
法人名称  
代表者の役職及び氏名 ⑩

卸売市場法施行細則第2条第2項の規定により、地方卸売市場認定証の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 市場の名称

2 再交付の申請の理由

様式第4号（第3条関係）

事業報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

開設者 様

卸売市場の名称

卸売業者名称

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

（記載上の注意） 組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員の状況

役名及び職名	氏 名	常勤・非常勤の別

(3) 従業員の状況

区 分		人 数
従 業 員	営 業 関 係	人
	事 務 関 係	人
	小 計	人
臨時職員年間平均雇用人数		人

(記載上の注意) 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手数料	数 量	金 額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額	販売 利益 (損失) 金額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計(A)									
前年同期(B)									
前年同期対比 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1 種類の欄には、取扱品目の種類に応じ、次の(1)~(5)に区分して記載すること。

(1) 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実

(2) 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

(3) 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分

肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）

(4) 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

(5) その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（漬物及び青果加工品を除く。）、漬物、青果加工品（漬物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

2 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあつては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあつては束（100本を1束に換算する。）、植木にあつては本（1個1本とする。）とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者個人	生産者任意組合	出荷団体	産地出荷者	商社	他市場卸売業者	他市場仲卸業者	その他	合計	備考
	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(記載上の注意)

1 種類の欄には、取扱品目の種類に応じ、次の(1)~(5)に区分して記載すること。

(1) 青果に属するものにあつては、野菜及び果実

(2) 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

(3) 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他

(4) 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他

(5) その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

2 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。

3 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

4 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及

び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

5 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。

6 買付集荷に係るものにあつては、( ) に内数で記載すること。

(3) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札		相対取引		合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計						

(記載上の注意)

- 1 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意1の区分に準じて記載すること。
- 2 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意2に準じて記載すること。
- 3 せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

第2 経理の状況

(注意事項) 貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

運 営 状 況 報 告 書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住 所

法人名称

代表者の役職及び氏名

㊞

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（ 年度）
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円

（記載上の注意） 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。（以下同じ。）

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

（記載上の注意） 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(注意事項)

- 1 当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
- 2 地方公共団体が申請する場合には、1にかかわらず、次の表に記載すること。

収 入	金 額	支 出	金 額
総収入		総支出	
前年度繰越金		市場管理費（営業費用）	
使用料計		人件費（注4）	
売上高割使用料		事務費（注5）	
面積割使用料		建設改良費（総事業費）	
と畜場使用料		うち付帯事務費	
その他		うち補助対象事業費	
地方債起債		うち付帯事務費	
国庫補助金		地方債償還金	
うち建設改良に係る補助金		利息償還金	
都道府県補助金		うち市場事業に係る償還金	
うち建設改良に係る補助金		うち建設改良に係る償還金	
一般会計からの繰出金		元金償還金	
指導監督的経費繰出金		うち市場事業に係る償還金	
建設改良費繰出金		うち建設改良に係る償還金	
と畜事業費繰出金		と畜事業に係る償還金	
その他繰出金		企業債取扱諸費	
貸付金		繰上充用金	
貸付金利息		貸付金	
受取利息及び配当金		その他	
その他		うち（注3）	
うち受益者負担金分（注2）		うち（ 〃 ）	
うち（注3）		翌年度繰越金	
うち（ 〃 ）			

(記載上の注意)

- 1 金額の欄には当該年度の実績で記載すること。
- 2 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

- 3 その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
- 4 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費及び厚生福利費を合算したものを記入すること。
- 5 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還の状況

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度 (当該年度の実績)	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(記載上の注意) 各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

- (1) 売買取引の結果等 (卸売市場法第13条第5項第3号ロ)
- (2) 売買取引の方法 (卸売市場法第13条第5項第4号イ)
- (3) 決済の方法 (卸売市場法第13条第5項第4号ロ)

(記載上の注意) インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料 ((1)にあつては、一例で構わない。) を添付すること。



## 5 監督措置の実施状況

### (1) 検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

### (2) その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意) 検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

## 6 取引参加者の状況

### (1) 卸売業者

#### ア 卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意) 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

#### イ 場外指定保管場所の状況

名称	位置	指定年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

- 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合に、当該指定した保管場所について記載すること。

- 2 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

(2) 仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )

(記載上の注意) ( )には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)

(3) 売買参加者

取扱品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食納入業者	加工業者	他市場卸売業者	その他
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

- 1 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
- 2 ( )には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

7 認定事項の軽微な変更の状況

(1) 変更の内容

(2) 変更の理由

(3) 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

- 1 卸売市場法施行規則第27条第2項の規定により、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第4号）の提出に代える場合に記載すること。
- 2 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の地方卸売市場認定申請書（様式第1号）を添付すること。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十八号

埼玉県土地利用基本計画を令和元年十二月十三日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

坂戸市の区域

別図のとおり、農業地域十三ヘクタールを拡大



## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう

#### 二 代表者の氏名

駒崎 美佐子

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷二丁目二十一番八号

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和元年十一月二十八日から令和六年十一月二十七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

N P O 法 人 T S U B A S A

二 代表者の氏名

松本 壮志

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

四 更新後の認定の有効期間

令和元年十二月十九日から令和六年十二月十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百一号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕



# 告 示

## 埼玉県告示第八百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキネビル

埼玉県草加市清門四百一番一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）セキネビル

埼玉県草加市清門町字北四百一番一

（変更後）セキネビル

埼玉県草加市清門四百一番一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十三番一号 外 計三者

（変更後）株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九番地 外 計三者

### ハ 変更年月日

令和元年十二月六日外

### ニ 届出年月日

令和元年十二月十日

### 二 縦覧期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

安行ショッピングセンター

埼玉県川口市安行藤八五百六十一番地二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎悦久

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外 計五者

（変更後）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和元年十月三十一日外

#### ニ 届出年月日

令和元年十二月五日

### 二 縦覧期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第八百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ行田持田インター店

埼玉県行田市大字持田二千百六十番地一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）S D・G 5 行田持田店

埼玉県行田市大字持田字油免二千二百二十、二千二百二十一、

二千百六十

（変更後）ドン・キホーテ行田持田インター店

埼玉県行田市大字持田二千百六十番地一

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

（変更後）ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外 計二者

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和元年九月一日外

#### ニ 届出年月日

令和元年十二月十三日

二 縦覧期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第八百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ行田持田インター店

埼玉県行田市大字持田二千百六十番地一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社アルペン 午前九時から午後九時三十分

ノムラ株式会社 午前九時から午後九時三十分

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 午前零時から翌午前零時

ノムラ株式会社 午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十時

（変更後） 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後九時三十分

（変更後） 午前六時から午後十時

### ハ 変更年月日

令和二年二月二十七日

### ニ 届出年月日

令和元年十二月十三日

### 二 縦覧期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月二十日から令和二年四月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第八百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年十二月十七日認可した。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

庄内領用悪水路土地改良区

### 二 事務所所在地

春日部市

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

戸田市

### 二 作業種類

公共測量（戸田市三級基準点改算業務）

### 三 作業地域

戸田市

### 四 作業期間

令和元年十二月十一日から令和二年二月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

#### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

#### 三 作業地域

幸手市大字木立

#### 四 作業期間

令和元年十一月二十七日から令和二年二月二十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第八百十号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

日高市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

日高市全域

### 四 作業期間

令和元年十一月二十八日から令和二年三月二十三日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点設置）

三 作業地域

さいたま市南区内谷五丁目地内

四 作業期間

令和元年六月十一日から令和二年一月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十二号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

桶川市

### 二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

### 三 作業地域

桶川市全域

### 四 作業期間

令和元年十二月二日から令和二年三月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十三号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

三郷市高州一丁目地内

四 作業期間

令和元年十一月二十五日から令和二年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十四号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

### 三 作業地域

川口市全域

### 四 作業期間

令和元年十一月八日から令和二年二月十四日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第八百十五号

令和元年埼玉県告示第三百四十五号で公示した公共測量は、令和元年十一月二十九日終了した旨測量計画機関である朝霞市宮戸二丁目土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第八百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十四号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画都市高速鉄道事業東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字浜川戸及び字八木崎、粕壁一丁目、粕壁三丁目、

粕壁四丁目、中央一丁目並びに南一丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告示

### 埼玉県告示第八百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業七・七・四号区画街路三号線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁三丁目及び粕壁四丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十六号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業七・七・五号区画街路四号線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字八木崎地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十七号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業七・七・六号区画街路五号線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字八木崎地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十八号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業七・七・七号区画街路六号線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字八木崎地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第八百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十九号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業七・七・八号区画街路七号線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市中央一丁目及び粕壁一丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告示

### 埼玉県告示第八百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第百号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業八・七・三号特殊街路三号線

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 四 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字八木崎地内

##### ロ 使用の部分

なし



# 告 示

## 埼玉県告示第八百二十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 河川の名称

荒川水系一級河川不老川

### 二 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年十二月二十日

### 三 廃川敷地等の位置

狭山市大字北入曾字水押二六一番一〇地先、同市大字南入曾字屋敷裏五一〇番

一地先、同市大字北入曾字中原二八二番四、同市大字南入曾字屋敷裏五一一番五

### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

二〇二・八二平方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第八百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

- (1) 設置型録音録画装置（2型） 9セット
- (2) 設置型録音録画装置（4型） 16セット
- (3) 小型可搬式録音録画装置 6セット

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年10月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社JVCケンウッド・公共産業システム 神奈川県横浜市神奈川区守屋  
町3丁目12番地

5 落札金額

60,258,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年9月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

災害突発情報管理業務システム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年11月1日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

207,735,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年9月20日

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>西金野井春日部線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市牛島字川中子一〇〇〇番一四地先から 同市牛島字川中子九九六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十二月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一



<p>次木杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字椿三〇二番二地 先から同郡同町大字椿二九九番地先ま で</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十二月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十二号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一〇七・九三メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

#### 一 許可番号

令和元年八月二十三日

指令川建セ第〇一〇〇三〇号

#### 二 検査済証番号

令和元年十二月十六日

川建セ第〇一〇一〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字峯七百四十五番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸七百四十五番地二

清水 勇人

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和元年十二月五日

指令越建セ第〇一〇一七一号

#### 二 検査済証番号

令和元年十二月十七日

越建セ第三六五―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百三十七番五、百三十八番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納二百五十六番地

小島 三樹夫

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

令和元年十二月五日

指令越建セ第三一〇〇三一号

#### 二 検査済証番号

令和元年十二月十七日

越建セ第三六七一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百五十二番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目四番十六号 プロムナードヴィラⅡ三〇三号

筒井 康徳、筒井 春江